

議案第52号

一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

一関市長 佐藤 善 仁

一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

一関市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年一関市条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（普通財産の譲与又は減額譲渡） 第3条 〔略〕 (1) _____他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を_____他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。 (2) _____他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、その負担した費用の額の範囲内において、当該_____地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。 (3)・(4) 〔略〕 （普通財産の無償貸付又は減額貸付） 第4条 〔略〕 (1) _____他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公	（普通財産の譲与又は減額譲渡） 第3条 〔略〕 (1) <u>国又は</u>他の地方公共団体その他公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため、普通財産を<u>国又は</u>他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。 (2) <u>国又は</u>他の地方公共団体その他公共団体において維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、その負担した費用の額の範囲内において、当該<u>国又は</u>地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。 (3)・(4) 〔略〕 （普通財産の無償貸付又は減額貸付） 第4条 〔略〕 (1) <u>国</u>、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公

用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 (2) 〔略〕 2～4 〔略〕	用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 (2) 〔略〕 2～4 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第53号

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

一関市長 佐藤 善 仁

一関市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

一関市スポーツ施設条例（平成17年一関市条例第95号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表第1（第2条関係）

施設	施設の名称	位置
[略]		
多目的グラウンド	一関運動公園多目的広場	一関市萩荘字箱清水4番地2
	花泉運動公園多目的競技場	一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地3
	[略]	
[略]		

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
----	-------	------	------	----

改正後

別表第1（第2条関係）

施設	施設の名称	位置
[略]		
多目的グラウンド	一関運動公園多目的広場	一関市萩荘字箱清水4番地2
	<u>前堀多目的グラウンド</u>	<u>一関市中里字川原62番地</u>
	花泉運動公園多目的競技場	一関市花泉町花泉字伊勢沢14番地3
	[略]	
[略]		

別表第2（第5条関係）

施設	施設の名称	利用期間	利用時間	休日
----	-------	------	------	----

[略]				
多目的グラウンド	一関運動公園 多目的広場	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 日没まで	毎月 第4 水曜 日
	花泉運動公園 多目的競技場	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 日没まで	
	[略]			
[略]				

[略]

別表第3（第9条関係）

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分	単位	使用料	摘要
[略]					
一関運動公園 多目的広場	[略]				
花泉運動公園 多目的競技場	[略]				
[略]					

[略]				
多目的グラウンド	一関運動公園 多目的広場	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 日没まで	毎月 第4 水曜 日
	前堀多目的グ ラウンド	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 日没まで	
	花泉運動公園 多目的競技場	1月4日から 12月28日まで	午前6時から 日没まで	
[略]				
[略]				

[略]

別表第3（第9条関係）

1 営利を目的としない場合

(1) 入場料を徴収しない場合

(単位：円)

名称	種別	区分		単位	使用料	摘要
[略]						
一関運動公園 多目的広場	[略]					
前堀多目的グ ラウンド	グラウンド	専用	高校生以 下	1 時間	100	
			一般		200	
花泉運動公園 多目的競技場	[略]					
[略]						

[略]	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

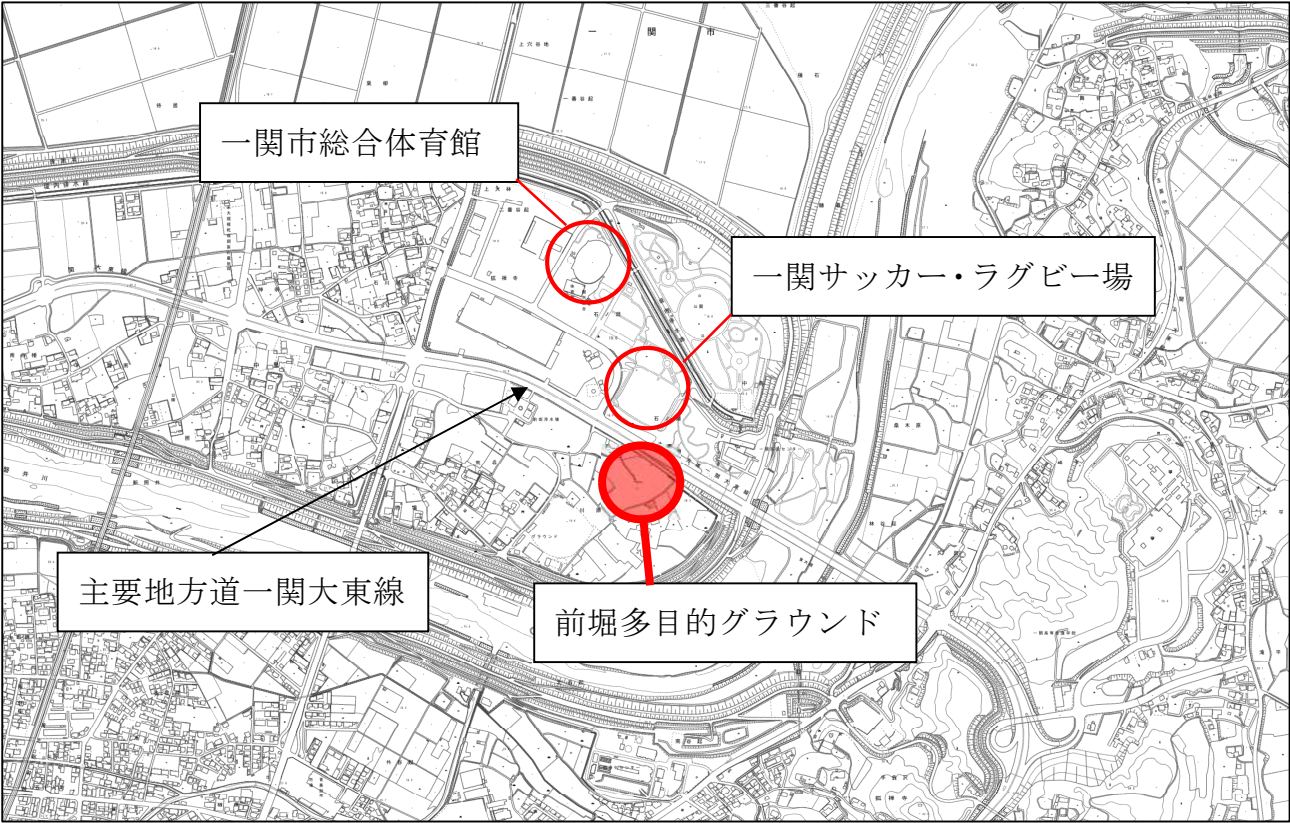
(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年10月30日から施行する。

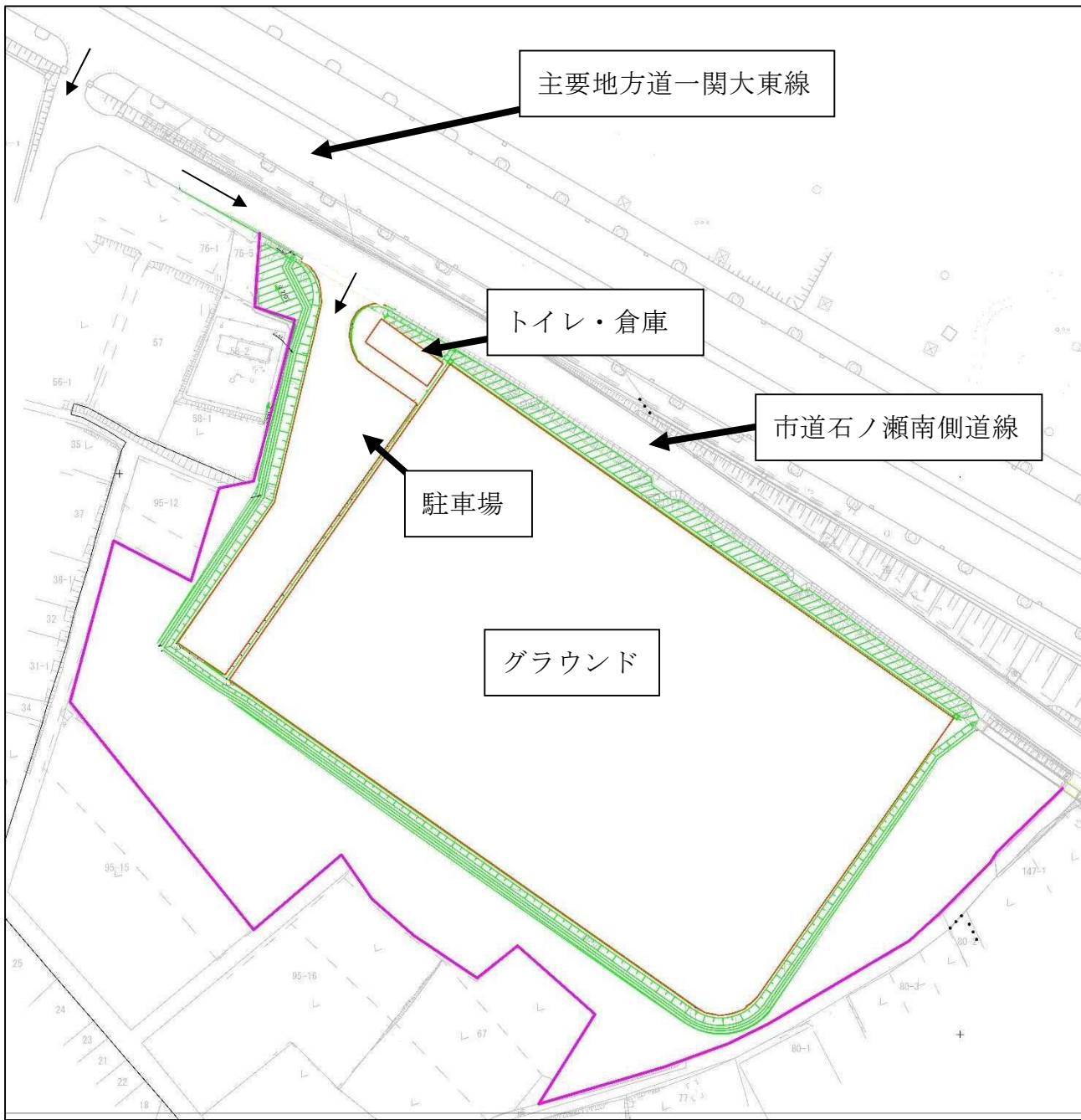
(準備行為)

2 この条例による改正後の一関市スポーツ施設条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

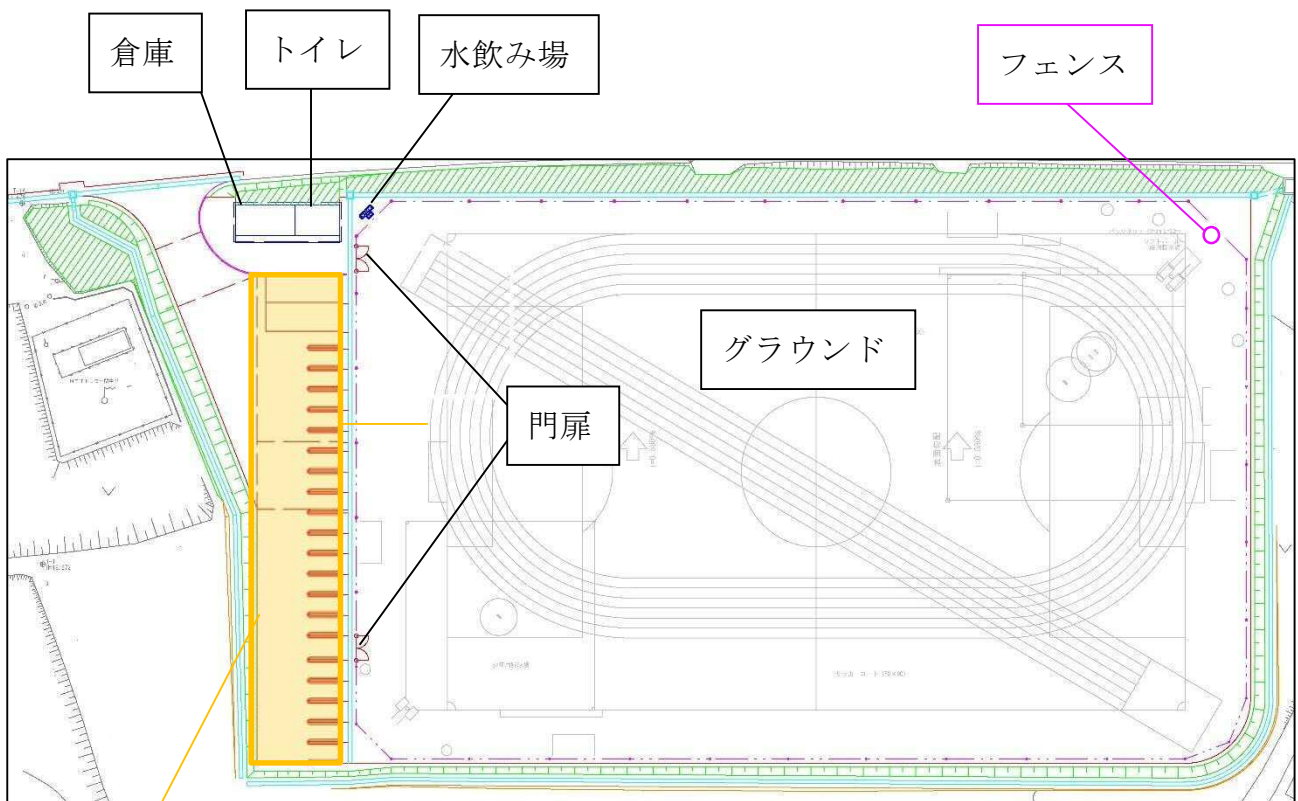
位 置 図



配置図



平 面 図



駐車場
(普通車用19台／
中型バス用2台)

議案第54号

一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年9月1日提出

一関市長 佐藤 善 仁

一関市産業用地の貸付けに関する条例の一部を改正する条例

一関市産業用地の貸付けに関する条例（平成22年一関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（対象産業用地） 第4条 貸付けの対象とする産業用地は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 〔略〕	（対象産業用地） 第4条 貸付けの対象とする産業用地は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(5) 〔略〕 <u>(6) 一関インター西産業用地</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。